

令和元年度船橋市食品衛生法等に基づく夏期一斉監視指導実施要領

I 目的

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)第三の六に基づき、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用等について、食品等事業者に対する監視指導の強化を図ることにより、夏期における食中毒の発生防止、食品衛生の向上及び食品等の表示の信頼性を確保することを目的とする。

II 実施期間

令和元年7月16日(火)から令和元年8月16日(金)まで

III 実施方法

- 1 「令和元年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る夏期一斉取締りの実施について」(令和元年6月11日消表対第177号)及び「令和元年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」(令和元年6月19日生食発0619第4号)に基づき実施する。

- 2 施設等に対する立入検査について

次の(1)～(3)に掲げる施設等につき、実施期間中、特に積極的に立入検査を実施し、施設基準、「船橋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」、製造基準、保存基準、表示基準等の違反の発見及び排除に努めるとともに、食品等の製造及び加工、運搬、保管等における衛生的な取扱いについても指導する。

また、過去の監視において問題のあった施設及び過去に食中毒の原因施設となった施設の検査を行う際には、検査の適正を確保する観点から、原則として、対象施設に対して事前通告をすることなく立ち入るものとする。

- (1) 食中毒の原因施設となる頻度が高い施設

- ①生もしくは加熱不十分な食鳥肉等(内臓を含む。)を提供している施設
- ②弁当屋、仕出屋、給食施設等の大量調理施設
- ③魚介類及びその加工品を製造、処理及び販売する施設

- (2) 重大事案等により、継続的な実態把握、指導が必要な施設

- ①浅漬等の製造等を行う施設
- ②食肉等を取扱う施設

- (3) 大規模なイベントに出店する模擬店

- 3 監視指導の際の留意点について

- (1) 平成30年6月に公布された食品衛生法の一部を改正する法律により、

全ての食品等事業者（以下「事業者」という。）についてHACCPに沿った衛生管理が制度化された。来年の法施行に向けて、施設に立入検査を実施する際には、事業者に対して衛生管理計画の作成及び記録の保存の実施を促す。

- (2) 総合衛生管理製造過程承認施設及びHACCP導入を要件とした民間認証取得施設等の立入の際には、管理運営基準のHACCP導入型基準適用施設として監視指導を行う。その際には、「HACCPを用いた衛生管理についての自主点検票及び確認票について」（平成27年3月31日付け食安監発0331第6号）で示した確認票を活用する。

4 食中毒防止に係る注意喚起について

次の食中毒については、事例の重大性や消費者の認知状況等を考慮して、講習会、ホームページ掲載及びリーフレットの配布等を通じて事業者への情報提供を行い、事業者が消費者等への注意喚起を行うよう指導する。

あわせて、食品衛生責任者が常に食品衛生に関する新しい知見を習得するため、積極的に実務講習会等を受講するよう指導するとともに、事業者に対し、食品衛生上の危害の発生防止における、食品衛生責任者の役割の重要性について啓発を行う。

(1) 腸管出血性大腸菌

事業者に対して、加熱して喫食する食品については中心部まで十分な加熱を行うこと、生食用食肉の規格基準に適合する生食用食肉であっても、若年者、高齢者などの抵抗力の弱い者に生肉を食べさせないように指導する。また、消費者が自ら加熱調理を行う場合は、飲食店等を営む事業者が消費者に対し、飲食に供するまでに必要な加熱を行うための器具を確実に提供し、十分に加熱することを注意喚起するよう指導する。

加えて、生食用野菜及び浅漬による食中毒等、加熱しないで喫食する食品による食中毒の発生を踏まえ、これらの食品については、衛生的な取り扱い及び汚染防止を行い、必要に応じて殺菌処理を行うよう事業者への監視指導を徹底する。

(2) カンピロバクター

事業者に対して、生もしくは加熱不十分な鶏肉を提供しないよう指導する。また、消費者に対しても、鶏肉の喫食に当たり十分に加熱するよう注意喚起を行う。

5 食品の表示に係る監視指導について

(1) 新基準への移行について

加工食品及び添加物の表示について、本年度末に食品表示法の経過措置期間が終了するため、円滑に新表示への移行が行われるよう、事業者に対

して、リーフレットの配布等を通じて啓発及び指導を行う。また、表示の適正化を図るため、販売施設を中心に食品等の表示について点検し、期限表示や添加物、アレルギー等の表示事項について、監視指導を行う。

(2) 食品リコール（自主回収）の届出制度の周知について

平成30年12月に公布された食品表示法の一部を改正する法律により、事業者が食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示をしていない食品を販売し、食品リコールを行った場合、行政への届出が義務化された。このことを踏まえ、リーフレットの配布による周知を行うものとする。

IV 処分等

立入検査、収去検査等の結果、食品衛生法等に違反する事実が認められた場合には、遅滞なく厳正な処分を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。また、違反事業者等の改善措置状況の確認及び記録を適切に行う。

V 食品等事業者、消費者に対する注意喚起及び啓発

- 1 食中毒に対する注意を広く呼びかけるため、船橋市食中毒警報等発令要領に基づき、食中毒警報を発令する。
- 2 食中毒の防止と食品の衛生管理の向上を図るため、模擬店の開設者に対して必要な指導を行う。
- 3 事業者及び市民に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を行うことを目的とし、食中毒予防パレードを実施する。
- 4 食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図る観点から、厚生労働省ホームページに掲載されている内容等を参考に、情報提供を積極的に行う。
- 5 食品表示に関する正しい知識の普及啓発を図る観点から、消費者庁ホームページに掲載されている内容等を参考に、情報提供を積極的に行う。